

## 堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表保健所長の項中「次長」を「保健所次長」に改め、同表こども相談所長の項中「次長」を「こども相談所次長」に改める。

第12条保健医療薬務課長専決事項を定める部分第3号ア中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

第13条第3項中「こころの健康センター次長」を「こころの健康センター所次長」に改め、同条第6項第1号から第4号までの規定中「次長」を「こころの健康センター所次長」に改め、同条第7項第1号から第4号までの規定中「次長」を「保健所次長」に改め、同項第8号イ中「第7条第4項ただし書」の次に「（法第17条第8項において準用する場合を含む。）」を加え、同号エ中「第15項」を「第13項」に改め、同号ホ及びマ中「及び」を「若しくは」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。